

## みやま市地域公共交通網形成計画及び、路線・時刻表の見直しスケジュール(案)

		H30	R1	R2	R3		R4						
第1期みやま市地域公共交通網形成計画【現行】							第1期計画の終了						
第2期みやま市地域公共交通網形成計画【次期】				R3		R4		R5		R6	R7	R8	R9
第1期計画の総括・まとめ (地域公共交通活性化協議会)		第1期みやま市地域公共交通網形成計画の総括を行い、次期計画の策定に活かす。(R3年度)		①第1期計画の総括・まとめ (地域公共交通活性化協議会)						第2期計画の開始			
第2期計画策定 (地域公共交通活性化協議会)		第2期みやま市地域公共交通計画の策定を行う。(R3～R4年度)※R3年度については、第1期の総括及び現状分析を中心に行う。		②第2期計画策定 (地域公共交通活性化協議会)									
路線・時刻表見直し作業部会 (仮)		第2期みやま市地域公共交通計画の策定と並行して、路線・時刻表の見直しに関する作業部会(仮)を立ち上げ、令和5年度の改定に向けた準備を行う。		③路線・時刻表 見直し作業部会									
路線・時刻表の改定(R5.4月)		上記作業部会で検討した案をもとに、路線・時刻表の改定を行う。また、改定時期については、4月改定を予定する。						路線・時刻表の改定(R5.4月目標)					

### 路線・時刻表の改定時期

第1期みやま市公共交通網形成計画が、令和4年度をもって計画期間を終えるため、第2期計画を作成する必要があります。第2期計画においては、第1期計画の総括→調査・分析→計画策定の段階を踏むため、策定期間を2ヶ年と予定しています。策定期間を令和3年～4年の2ヶ年、路線・時刻表の改定を令和5年4月とする場合、並行しての作業となります。そのため、路線・時刻表の改定時期は令和5年4月を目標としますが、コミュニティバスの運行補助を受けるために申請している「地域内フィーダー系統確保維持計画」の計画期間は10月始まりであることも鑑み、状況によっては令和5年10月改定となる可能性があります。

### 地域公共交通活性化協議会と作業部会の関係(イメージ)

